

【漢詩審査基準】

応募作品の審査にあたっては、下記の基本的な基準を満たすとともに、公正で詩心を十分に訴えた作品を選考するものとする。

項目	一、形式	二、押韻	三、韻字	四、平仄	五、その他
<p>七言絶句のみとします</p>	<p>① 一、二、四句末に踏みます（正格） ② 「踏み落とし」（一句末に踏まない）も可とします</p>	<p>① 百六韻（平水韻）のうち平声・三十韻とします ② 「仄韻」も可とします</p>	<p>① 平仄排列上の規則 二・四字目「不同」、二・六字目「対」 ② 平仄排列 禁忌 二「下三連」不可 ③ 平仄排列 禁忌 二四字目「孤平」不可</p>	<p>① 「一・二句を反法、二・三句を粘法、三・四句を反法とする」ことを原則とします ② 「一・二句、二・三句、三・四句すべてを反法とする」こと（拗体）も可とします ③ 「反法」 隣り合う二句の対応する二・四・六文字目の平仄を違えること 「粘法」 隣り合う二句の対応する二・四・六文字目の平仄を同じくすること</p> <p>挟み平（挟み平） 二平起式三句の下三字の平仄 ○●●を●●●（挟み平）とする場合は下五字が ○●●○●とする場合に限り可とします （○印 二平字、●印 二仄字）</p>	<p>① 禁忌 二「同字重出」は許されません。ただし、意図的、効果的な場合のみ可とします ② 容認 二「冒韻」は可とします。ただし、意図的、効果的なものとします。 ③ 「通韻」の原則（近体詩・絶句では左記規則・条件下でのみ通韻を可とします）</p> <p>一、二、四句末に踏む韻を二種類の韻（仮にA韻、B韻）とし、 一句末の押韻を「A韻」とし、二、四句末の押韻を「B韻」とします。つまり、 一句末「A韻」、二句末「B韻」、三句末「●」、四句末「B韻」と押韻します この場合、「A韻、B韻」の二つの韻は、左記の組み合わせに限るものとします 「許容される通韻の組み合わせ」 二「東・冬」、「支・微」、「魚・虞」、「文・元」 「寒・刪」「蕭・肴・豪」、「歌・麻」、「庚・青・蒸」</p>

応募作品に求められる要件ならびに許容される範囲